

研究会「カロリング期の統治実践とリテラシー」によせて

森 貴子

2010年7月31日開催の研究会では、カロリング期の史料と格闘し続けている三名の研究者が、それぞれの関心と経験に基づいた成果を披露してくれた。個性的なこれらの内容を本研究会のテーマ「カロリング期の統治実践とリテラシー」として一括りに整理することは、筆者の手に余る（この点は、当日コメンテーターとして活躍してくれた加納氏に委ねたい）。そこで以下では各報告の概要をまとめつつ、当日の討論を簡単に紹介すると同時に、これに筆者なりの感想を加えることでコメントに代えさせていただく。

丹下栄「カロリング期エリート論の可能性」は、報告者が最近関心を寄せている中世初期社会のエリートを、史料論と接合する試みであった。丹下氏の定義するエリート＝「社会的威信の根拠を何らかの能力に持つ者たち」は、あれこれ多様な技能に注目して抽出されうるが（別稿では鉄工業者が取り上げられた。丹下栄「中世初期領主制と鉄工業者—従属と自立のはざままで—」、井内敏夫編著『ヨーロッパ史のなかのエリート—生成・機能・限界—』、太陽出版、2007年、85～110頁を参照）、本報告での対象はドキュメントの作成・利用に必要な技術を備えた知的エリートである。報告の前半で所領明細帳を事例として詳らかにされた高度なスキル—狭義のリテラシー—に加えて、巡回による空間認識や所領住民とのコミュニケーションを基礎に、現実を一定の仕方で掌握し、記録し、記録を用いて実務を行うという一連の能力—には、筆者などは、改めて目を開かされる思いがした。さらに史料論の観点から興味深いのは、こうしたエリートのリテラシーが記録作成を可能とする一方で、その価値観は現実認識の上でバイアスとして作用することもあるとの、報告後半での指摘だ。たとえばスタヴロ・マルメディ修道院の文書において、所領の境界標示に当時存在していたはずの耕地が登場しないのは、静謐を好み、労働を軽蔑するというエリートの意識が反映された結果である。このことはまた、理想的な「荒野の修道院」を描くための、伝統的レトリックに規定されたせいでもあるという。丹下氏の報告は、所領明細帳の作成と活用に必要なスキルに注目することで、あるいは一通の文書を考古資料や他の文字史料での用語法と突き合わせることによって、作成者であるエリート層とその価値観や現実認識を浮き彫りにする点で、史料の被構築性の認識から出発する史料論研究での好例と言える。

報告を受けての討論では、エリートの共有する空間・時間掌握の仕方、巡回の象徴的意味などについて理解が深められたが、最後まで問題として残ったのは、「中世初期社会の分析装置」としてのエリートの有効性であった。丹下氏自身も認めるように、従来の区分や概念では掬いとれない役割に注目して、それを担う活動的社会層をエリートと把握し直す試みは、超時代的に可能である。また報告により即するならば、エリートの資格（知的スキル）の源泉は古典古代に求められているのであり、この点でもエリート論が「カロリング的」特質の把握にどれほど貢献するのかとの疑問が生ずる。しかし、新たな史料類型の出現や文書形式・機能の変化をカロリング期独自の論理で読み解くという報告の前提に立ち戻れば、「カロリング期エリート論の可能性」は十分にありと筆者には感じられた。当該

期を代表する史料類型の一つ＝所領明細帳があれば、様々なスキルの結晶体なのだとすれば、ローマ伝来の知的技術が、その作成・活用のために結集・発揮される仕方を解明することで、カロリング型の知的エリートを描定できるのではないだろうか。ここからは史料の再解釈が可能となるばかりでなく、カロリング的史料を生み出した（カロリング型エリートを要請した）社会背景についても積極的発言ができるはずだ。

丹下氏の報告が記録作成者層をエリートとして範疇化することで、新たな視点からの史料解釈の可能性を指摘したのに対し、一人の書記が実際にどのように文書を作成したのかというミクロな視点から、記録作成・受容の現場にアプローチしたのが、梅津教孝「シャルルマーニュの文書はどのように読まれていたのか ―ミュルバク修道院宛ての2通の確認文書（772年、775年）を素材として―」である。報告の前提には、カロリング初期の王文書におけるラテン語の劣悪さを、死語化という文脈で把握するにとどめている、研究の現状に対する不満がある。そこから一歩進んで、なぜそのような文書が社会的有用性を持ちえたのかとの問題意識から、王文書をめぐる「書くこと」と「読むこと」の関係にきり込むこと、これが氏の課題であった。主要史料とされた二通のオリジナル文書を文字の省略と文法に注目しつつ逐語的に分析した結果、明らかになったのは、とくに語末の文字に対する書記の（われわれからすれば）不注意な態度である（省略された語末文字と省略記号との対応に一貫性を欠く一通目。活用語尾に明白な文法的誤りが散見される二通目）。注目すべきは、このような瑕疵を持つにもかかわらず、二通が王文書としての体裁を備えており（それぞれ王の印璽を持つ）、したがって社会的承認を得ていたという事実である。梅津氏によれば、この謎を解く鍵は王文書の受容のされ方にある。すなわち、よく言われるように、王文書が読み上げられて社会的に承認されたのだとすれば、少なくともここでの二通に共通する語尾の不確実さは、それらが当時発音されない（発音に影響のない）文字に関するものだったことで説明がつくというのである。音を中心とする世界で、書かれたものの意味と書き手のリテラシーのあり方を見極めたいという、梅津氏のこのところの課題がまた一つ具体化された報告であった。

その後のディスカッションでは、本論の研究史上での位置づけや当時の聞き手のラテン語理解能力をめぐって意見が交換されたが、氏の緻密で丁寧な分析に対し、今後の成果を期待する声が大きかった。確かに、中世初期に関して、口頭でのコミュニケーション環境に文書を置くことの重要性はたびたび指摘されてきたが、本報告ほどの臨場感をもった考察は目にしたことがない。ラテン語の書かれ方を音との関連で再解釈することで王文書の作成・受容の現場を照らし出す作業が、われわれの史料理解を深めることは間違いない。

津田拓郎「カロリング期のカピトゥラリア ―同時代人は「カピトゥラリア」をどのように認識していたか―」は、王国統治における記録利用を俎上に載せた点で、本研究会のテーマと最も親和性の高い報告であった。もともと「条項に分かれたテキスト」を意味するカピトゥラリアは、国王の勅令などと訳され、カロリング王国統治に関する重要史料とされてきたが、実際には多様な内容・形式を持ち、性格づけが容易ではない。そこには原本の不在という伝来上の問題が大きく影響しているが、津田報告では、この困難を切り抜け、カピトゥラリア発布の局面に光を当てることが目指された。具体的には、叙述史料やカピトゥラリア内部での言及、同時代の二大「カピトゥラリア蒐集」への収録、その他写

本での伝来数などを総合的に考察することで、王権側が文字化して伝播させることを意図していたテキスト＝「確定版」と、そうでないものを区別する。結果として、確定版（部族法典への付加勅令、教会関係の規定などを内容とする）だけに注目すれば、カロリング期を通じて発布数に顕著な相違は見られないこと、時期や地域によって違いが認められるのは、確定版作成を前提しない巡察使令や覚え書きの類であったことが導き出された。最後に展望として、ここで得られた知見が統治構造の解明に資する可能性が示されたが、王国の規模や権力基盤の有無に由来する統治実践（集会や記録の利用）上の違い、また記録の生成・保管各段階での機能の変化等々、様々な次元での発言を許容するカピトゥラリアが、扱いたいがたいと同時に大変魅力的な史料であることが十分に伝わった報告であった。

ただし、「確定版」の抽出方法については、参加者からの疑問が相次いだ。そのなかでより本質的と思われたのは叙述史料の扱いをめぐる問いで、年代記や伝記制作者それぞれの動機や方針を考慮せずに、複数の叙述史料から一律に同時代人のカピトゥラリア認識を探ることが可能かというものであった。津田氏はこの問題についてすでに一定の見通しを得ているとのことであったが、叙述史料の活用は氏独自の発想であり、これを活かすためにはより詳細な説明と根拠づけが必要とされよう。

ところで、確定版にせよそうでないにせよ、カピトゥラリアはその存在そのものが、各々の社会における統治実践とリテラシーのあり方を考察するための参照軸を提供してくれる。筆者の領域を例にとれば、アングロ・サクソン史研究では史料類型としてのカピトゥラリアはないが、機能の点で近いものとして、慣習的に「法典」law-code と呼ばれる記録や、王の指令を在地に伝達する文書 writ がある。そして、これらとカピトゥラリアとの比較から、統治の特質を解明する試みが確かに存在する。なかでもアングロ・サクソン法に関する現在の研究水準を示す P. Wormald, *The Making of English Law: King Alfred to the Twelfth Century*, vol. 1: *Legislation and its Limits*, Oxford, 1999 は、カピトゥラリアにもかなりの頁を割いた上で、これとイングランドの史料状況との違いを強調している。すなわち法制定における記録の利用に関して、イングランドの場合は日常語の使用という特筆すべき点はあるものの、①テキストは章で区分されておらず（参照の役に立たない）、②勅令の数も写本数も少ない（十分の一以下）、③伝来テキストは教会機関に由来し、改変が加えられている（津田報告での「確定版」は存在しない）、そして④叙述史料や裁判記録に「法典」への言及がないことなどを理由に、中世初期は「書かれた法の世界」ではないとする。また、法の伝達のためには writ が用いられたが数は少なく、それらの大部分はやがて廃棄されたとの推測からは、王権側の文字化への意思（「確定版」）が否定されるだけでなく、受容者による記録化への志向の評価も低いことがわかる（カピトゥラリアの場合、確定版作成の予定がない巡察使令なども、受容者によって数多く筆写されていた）。こうして、法の発布・伝達・受容のあらゆる面でリテラシーを低く見積もるウォーモルドに対しては、王権をはじめとする社会全体の「実践的リテラシー」を重視する立場からの批判もある（典型的には、S. Keynes, 'Royal Government and the Written Word in Late Anglo-Saxon England' in R. McKitterick ed., *The Uses of Literacy in Early Mediaeval Europe*, Cambridge, 1990, pp. 226-257. ここでは「法典」と巡察使カピトゥラリアとの類似から、王と在地とのコミュニケーションにおける記録利用が高く評価される）。しかし、教会の手による様々な史料からアングロ・サクソン期の訴訟手続きを再構成したウォーモルドが、一貫した裁判システムの存在

と王によるその統制を主張するのを見る時、われわれには、効果的統治と記録利用とが必ずしも相関しない局面への配慮もまた、求められているように思うのだ。

以上、報告の内容と討論をまとめた上で、アングロ・サクソン史研究での「統治実践とリテラシー」に関わる議論の一端を紹介してきた。史料論の観点からあらためて最大公約数的に整理してみるならば、三名の報告は、史料生成の環境を明らかにすることでより妥当な史料解釈を目指す、リテラシー研究での主要な動向に位置づけられる。それぞれがテキストを特定の社会的文脈に置くことで、エリート、国王書記、そして王権のリテラシーのありようを浮び上がらせ、そこから「現実」によりそったテキスト理解を試みていた。このようなテキストと社会的コンテキストとの往復作業が、歴史史料の性格を見極める上で有効なことは言うまでもない。さらに、津田氏の報告が示唆するように、テキストの読み直しから中世初期社会像に新たな知見が加えられることもまた確実で、リテラシー研究の射程を改めて実感させられる研究会であった。